

# 川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定をすることにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

## (認定対象者)

第2条 認定を受けることができる者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者(以下「事業者等」という。)とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)並びに農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第2条第1項に規定する農業者
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合及び農業協同組合法第3条に規定する農業協同組合のほか市長が適当と認めた団体
- (3) その他市長が認めた者

## (申請要件)

第3条 認定の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている事業者等でない限りならない。

- (1) 別表に該当する事業者等でないこと。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、申請時において3年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 市税及び労働保険料を滞納していないこと。

## (募集方法)

第4条 申請の受付は年1回とし、申請時期等は市長が定める。

## (申請方法)

第5条 事業者等が認定の申請を受けようとするときは、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第2号の組織体制チェックリスト
- (3) 様式第3号の地域貢献活動概要シート
- (4) 様式第4号の地域貢献活動必須項目チェックリスト
- (5) 様式第5号の川口市地域貢献事業者認定事業の認定に係る宣誓書
- (6) 法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては個人事業の開廃業等届出済証明書
- (7) 許認可等を要する業においては、当該許認可を受けていることを証する書類の写し
- (8) 法人にあっては、労働保険、個人にあっては国民健康保険、国民年金又は後期高齢者医療保険に係る支払いを証する書類の写し
- (9) 過去2年間の決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し、個人にあっては、確定申告書(控え)の写し又は国税電子申告納税システム(e-Tax)により申告している場合は、受信通知及び申告データ出力分の写し
- (10) 様式第6号の納税確認のための同意書
- (11) 事業内容に関する資料(パンフレット等)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(審査及び認定等)

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

- 2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、地域貢献事業者の認定を行う。
- 4 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該地域貢献事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定プレートを交付し、認定しなかったときはその旨を通知するものとする。

(認定内容の変更)

第7条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7号の認定事項変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1号の申請書に記載されている事項に変更があったとき。
- (2) その他申請書類等に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認定対象者及び第3条に規定する申請要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 第13条第2項に規定する事業の進捗状況の報告がなされないとき。
- (4) その他取消すべき重大な事由が生じたときと認められるとき。

(認定の辞退)

第9条 認定事業者は、認定継続の意思が無くなったときは、様式第8号の川口市地域貢献事業者認定辞退届により、市長にその旨を届け出なければならない。

(認定の期間)

第10条 第6条第3項の規定による認定の期間は、当該認定をした日から3年間とする。

- 2 市長は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条の規定による認定の辞退があったときを除き、次条の規定により認定の更新をすることができる。

(認定の更新)

第11条 認定事業者が認定の更新を受けようとするときは、認定期限の到来する月の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
  - (2) 様式第3号の地域貢献活動概要シート
  - (3) 様式第4号の地域貢献活動必須項目チェックリスト
  - (4) 地域貢献活動を行ったことが証明できるもの（写真等）
  - (5) 法人にあっては履歴事項全部証明書、個人にあっては個人事業の開廃業等届出済証明書
  - (6) 許可、認可又は免許を要する業にあっては当該書類の写し
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 更新の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から3年間とする。

(公表等)

第12条 市は、認定事業者及び取組み内容等を公表するものとする。

- 2 市は、認定事業者が実施する事業活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、地域貢献活動の促進を図るための情報提供など、必要な支援を行うものとする。

(認定事業者の役割)

第13条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を行うとともに、市及び市民との連携及び協力の促進に努めるものとする。

- (1) 第6条第4項に規定する認定プレートを事務所内又は事業所の入口等に掲げること。
- (2) 認定を受けた日から1年ごとに、事業の進捗状況について市長へ報告すること。
- (3) 認定事業者は互いに連携及び協力し、地域経済の振興及び地域社会の発展に貢献するとともに、市が実施する事業に対し、協力するよう努めること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。